マージン率などの情報について

労働者派遣法第２３条第５項に基づき、下記の情報を提供いたします。
（対象：２０２５年度（２０２５年6月1日より２０２６年5月３１日まで））

①	派遣労働者数（２０２６年5月３１日付）	０　名
②	派遣先事業者数（２０２６年5月３１日付）	０　事業所
③	労働者派遣に関する料金の額の平均額	２８，５０４円（1日8時間あたり）
④	派遣労働者の賃金の額の平均額	２０，７０４円（1日8時間あたり）
⑤	マージン率平均	２７．３６％

（注）　計算式　$\dfrac{③ - ④}{③}$　**× １００　（小数点第一位未満四捨五入）**

マージン率とは
派遣先から当社に支払われる派遣料金から、派遣社員に支払う賃金を差し引いた残額が
マージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

派遣社員の雇用主として負担する社会保険料が含まれるほか、
健康診断などの福利厚生費、教育研修費用、採用に関する費用や営業費用などの諸経費
が含まれています。

⑥　労働者派遣法第３０条の４第１項の労使協定に関する事項
　労使協定を締結しているか否か　：締結あり
　当該協定の対象となる派遣労働者の範囲　：　当社従業員のうち労使協定の職務に従事する者
　当該協定の有効期間の終期　：　2026年3月31日

⑦　教育訓練に関する事項　セキュリティ研修、言語・技術研修、階層別研修、
資格取得支援等を実施しています。

⑧　福利厚生に関する事項　首都圏デジタル産業健康保険組合の福利厚生施設を
利用することができます。

ＥＪＣＯＭＳ株式会社
許可番号　派１３－３１１５４０